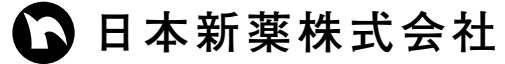


平成 21 年 6 月 26 日

株 主 各 位

京都市南区吉祥院西ノ庄門口町 14 番地



代表取締役社長 前 川 重 信

第 146 期 定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第 146 期株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので
ご通知申し上げます。 敬 具

記

- 報告事項
1. 第 146 期（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 146 期（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、その内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき9円とし、配当金支払い後の剰余金の処分につきましては、繰越利益剰余金より、別途積立金として30億円を積立てることを決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

原案どおり承認可決されました。変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. <u>当社は、単元未満株式数に係る株券を発行しない。</u>	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)

変更前	変更後
<p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条～第43条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する業務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

原案どおり前川重信、左合敏彦、矢野純一、足立博司、福島和夫、由良能郎、

田中次男の7氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

以 上

なお、本総会后開催の取締役会において、次のとおり選定され就任いたしました。

代表取締役社長 **前 川 重 信**

常 務 取 締 役 **左 合 敏 彦**

配当金のお支払について

第146期期末配当金は、同封の「配当金領収書」記載の方法により、お受け取りくださいますようお願いいたします。

なお、銀行預金口座振込みをご指定の方につきましては、「配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封ご送付いたしますのでご確認ください。